



全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN



皆様からニュースのご提供を
心からお待ちしております

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
〒170-0013 東京都豊島区東池袋1丁目36番7号
アルテール池袋709号

全肢連公式ホームページでも全肢連情報をご覧になれます

<https://www.zenshiren.or.jp>

全肢連

検索

□Publisher ZENSHIREN
TEL: 03-3971-3666
FAX: 03-3971-6079
メール zenshiren@zenshiren.or.jp

障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)を公表

文部科学省と厚生労働省は3月31日「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(障害者文化芸術推進法2018年成立)に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」(障害者文化芸術基本計画<第2期>)を公表した。

障害者の文化芸術活動を活性化するため国の基本計画見直しは、令和4年8月文化庁に設置した有識者会議(座長＝日比野克彦・東京芸術大学学長)が、同年12月に改定案をまとめ、その後パブリックコメントに付された。

同基本計画(第2期)は、障害者基本法に基づく障害者基本計画(第5次)(前出、令和5年3月14日閣議決定)と、文化芸術基本法に基づく文化芸術推進基本計画一価値創造と社会・経済の活性化ー(第2期、令和5年3月24日閣議決定)の基本理念や方針を踏まえて、作成された。文化芸術基本法の基本理念である、誰もが「等しく文化芸術を享受できる環境の整備を図りつつ、具体的に7つの重点取り組みを推進すると謳われた。

▽厚労省(障害者文化芸術基本計画<第2期>)▽

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001080256.pdf>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/bunka/houritsuikaku.html

▽文科省(文化芸術推進基本計画<第2期>)▽

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/pdf/93856401_01.pdfhttps://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93860901.html

★ Information ★

4月15日号より 全肢連情報タイトルデザインが 新しくなりました

デザイン作成 沖縄県肢連 宮城 翔さん

合理的配慮、民間も義務に 改正障害者差別解消法の施行日を閣議決定

政府は3月14日、改正障害者差別解消法の施行日を、2024年4月1日とする政令を閣議決定した。改正法は民間の事業者にも障害者に合理的配慮を提供するよう義務付けるもので、施行日が決まっていなかった。国や自治体にはすでに義務がある。

政府は同日、改正法に基づく具体的な対応をまとめた基本方針も改定した。同法が禁止する「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮の不提供」について、該当する例と該当しない例を書き込んだ。

不特定多数の障害者と接することを想定して、事業者があらかじめ店員に研修するといった「環境の整備」と、障害者一人ひとりの個別性に応じて行う「合理的配慮」の違いも事例で説明した。

差別を感じた障害者や対応に困った事業者が相談できる窓口は、内閣府が中心となって明確にする。これまでは相談窓口が不明瞭で、障害者からは不満の声が上がっていた。

改正法は2021年5月に成立。施行は公布日（同年6月4日）から3年以内としていた。

第5次基本計画も決定 女性、こどもに配慮

同日、2023年度から5カ年の第5次障害者基本計画も閣議決定された。各分野に共通する横断的視点として「障害のある女性」「障害のあるこども」に配慮するよう求めた。これに基づき、都道府県・市町村が計画を作る

基本理念として「共生社会」を掲げ、その実現に向けて社会的障壁を取り除くことを主眼として施策を並べた。

障害者基本計画は、障害者基本法に基づくもの。福祉だけでなく住まい、移動、教育、就労といった政府の施策全体を障害者の立場で点検し、達成すべき目標を定めている。

差別解消法の基本方針、障害者基本計画はいずれも内閣府の障害者政策委員会が見直しの議論を重ねていた。

◆障害者差別解消法 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

◆第5次障害者基本計画 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html>

第5次障害者基本計画の成果目標（抜粋）

	現 状	目 標
ノンステップバス導入率	63.8% (2020年度)	80% (2025年度)
精神病床での1年以上の長期入院患者数	171.1万人 (2020年度)	13.8万人 (2026年度)
障害者雇用率の達成企業の割合	47% (2021年6月)	56% (2027年度)
成年後見利用支援事業を実施する地方公共団体	1,650団体 (2020年度)	1,741団体 (2024年度)
公立小中学校のトイレの洋式化	57% (2020年度)	95% (2025年度)

新型コロナウイルス感染症「2類」から「5類」へ～ 今後どうなる？

新型コロナウイルスの感染症法上の扱いが、重症化リスクや感染力が高い結核などと同じ「2類」から季節性インフルエンザなどと同様の「5類」に、5月8日から移行となりました。行動を制限されることはなくなりましたが、これにより今後注意を必要とすることも出てきました。

●検査

これまでのような無料のCPR検査所はなくなり、症状が軽ければ検査を受けなくても自宅療養するなどOKです。感染が不安な場合は市販の検査キットで検査することもできますが、保健所に知らせる必要はありませんし、ホテルなどの療養施設もなくなりました。

●治療

9月末に向けて徐々にどこの病院でも受診できるよう移行していきませんが、当面は医療機関に連絡をしてから受診してください。受診可能な病院などについて詳しくは、各都道府県の相談窓口にお問合せください。

▽ 厚労省 HP「都道府県が公表する受診・相談センターの連絡先」▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

●医療費負担

これまでは初診料などを除いて基本的に無料でしたが、今後は他の病気と同じ1～3割の自己負担となります。ただし9月末までは高額な治療薬など一部の公費支援はこれまで同様継続されます。厚労省の試算では3割負担なら4,000円前後でインフルエンザと同程度ですが、10月以降に公費支援がなくなれば、自己負担額は32,000円を超える見込みです。

●療養期間

基本的に学校は、文科省の方針により5日間ほど休むこととなります。外出自粛要請はなくなり、コロナに感染したか未確認の場合も出てくるので、出勤は解熱後1～2日程度間を置くなど、仕事をされている方は勤務先や個々の判断が必要となります。

●マスク

3月13日から既にマスクの着用は個々の判断に委ねられていますが、これまで同様、「受診時や医療機関などの訪問時」「通勤ラッシュなど混雑した電車・バスへの乗車時」をはじめ、「周囲に感染者が多い時」「疲れているなど自分の免疫力が落ちている時」など必要に応じた着用で、自分も周囲も感染しない・させないよう努めましょう。

▼ 5類移行後の対応について（厚労省）▼

<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>

強度行動障害の支援人材、2層で育成 厚労省検討会が報告書

自閉症や知的障害のある人の一部に見られる自傷行為などの「強度行動障害」をめぐる、厚生労働省は3月23日、支援に当たる人材を2層に分けて育成する方針を固めた。

施設やグループホームに勤める職員のうち、所定の研修を受けた「中核的人材」が職場のリーダーになれるようにする。

それとは別に、より高度な専門性を持つ「広域的支援人材（仮称）」を育てる。困難事例を抱えた施設に出向いて助言したり、その地域の支援体制づくりをリードしたりする人材として、都道府県単位で育成する。同日、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」（座長＝市川宏伸・日本発達障害ネットワーク理事長）の報告書案に盛り込み、大筋で了承された。2024年4月の障害報酬改定で具体化する。

在宅生活が難しくなった人を一時的に施設などで受け入れる「集中的支援」については、広域的支援人材がその受け入れ施設を訪問してサポートする。

「集中的支援」が終わった後の受け入れ先も広域的支援人材がフォローする。障害者やその家族の状況を的確にアセスメント（客観的評価）すること、特定の施設だけで支えようとしないことを重視する。

「集中的支援」は、日本知的障害者福祉協会（井上博会長）が研究事業の成果として2022年6月に提案。最長で2年間受け入れる「行動障害生活支援センター（仮称）」を各都道府県に1カ所設けるよう求めていた。

強度行動障害に対応できる人材の養成研修は、現在も国立のぞみの園（群馬県）が実施しているが、検討会はそれだけでは不十分だと判断。厚労省は今後、研修の拡充を検討する。

強度行動障害は1980年代後半に生まれた概念で、障害の種類ではなく状態像を指す言葉だ。行動障害に関連した障害福祉サービスを利用する人は直近で延べ約6万9,000人（児童を含む）。

検討会では、強度行動障害という呼び方が正しい理解の妨げになったり、悪い印象を与えたりする恐れがあるとして、この用語の変更を検討するよう求める意見も挙がった。

▽詳しくは、厚労省 強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28187.html

アバター動かし重度障害児が「オンラインゲーム」

5月5日のこどもの日。生まれつき、あるいは病気などによって、いつもベッドに寝ていたり、車いすに座ったりしながら生活する重度障害児がコンピューターのオンライン上に集まり、“運動会”に参加した。競技は「徒競走」と「綱引き」。画面上でアバター（自分の分身キャラクター）を走らせ、綱を引かせる。そのガチンコ勝負に、子どもたちと応援の両親らは大騒ぎだった。



▽詳しい記事は、東洋経済 ONLINE ▽

<https://toyokeizai.net/articles/-/588658>

福祉用品の「優しい」に「カワイイ」をプラス

おしゃれな補聴器やカラフルな車いす、介護用エプロンなど「カワイイ」物やサービスを集めたイベント「ユニバーサルカワイイ（ユニカワ）」が7日、リードあしや(兵庫県芦屋市公光町)で開かれた。あいにくの雨だったが、訪れた人は出店者と談笑しながら買い物を楽しんだ。

芦屋市身体障害者福祉協会とデザイン性の高い介護用品などを手がける「カワイク介護」(同市)が初開催。市内の作業所や美容室、通販大手「フェリシモ」など約30店が参加した。

車いすに付けるつえホルダーや先が曲がったユニバーサルスプーンのほか、点字用紙を再利用したメモ帳、耳にかけずにマスクを止められるアクセサリなど、障害の有無にかかわらず使える商品もずらり。洋服などのリメイクを手がける女性は「仕事柄、どんな商品があるか知りたくて来た。選択肢が広がりますね」と話した。

障害のある運営スタッフを含めた座談会では、同協会会員で車いすで生活する岡田さんが「福祉用品は優しいが、さらにかわいいを求めたかった」とイベントに携わった理由を説明。「車いすだから安全安心に生活すべき、みたいな雰囲気がある。チャレンジする場がほしい」「障害があるとおしゃれが楽しめないと思われていてびっくり。そもそも私はカワイイよりかっこいいが好き」といった意見が飛び交い、盛り上がった。



雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

利用状況アンケート実施中 ~DPI 日本会議

「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を実施している市町村は29市町、計108名利用に増えました(2023年1月1日現在)。

DPI 日本会議では、2021年実地状況調査に引き続き、今年、本制度を利用し介助を受けながら働いている人に関し、主な利用内容や使い勝手について調査を行なっています。あなたが関わる自治体で「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を行っており、本制度の利用者をご存じの方、また、市町村内の利用状況についてご存じの方、回答できるところについて是非ご協力ください。必要な介助を受けて就労する人により使いやすい施策の実現を目指して、皆様の貴重なご情報をお待ちします。

▽ アンケートフォームはこちら ▽ [https://docs.google.com/forms/d/1EN-](https://docs.google.com/forms/d/1EN-V4wyPSltnrphCnpQ4DDi7MBryVK2USIRdlRtL7bE/viewform?edit_requested=true)

[V4wyPSltnrphCnpQ4DDi7MBryVK2USIRdlRtL7bE/viewform?edit_requested=true](https://docs.google.com/forms/d/1EN-V4wyPSltnrphCnpQ4DDi7MBryVK2USIRdlRtL7bE/viewform?edit_requested=true)

▽ 2021年実地状況調査 ▽

<https://www.dpi-japan.org/blog/workinggroup/employment/juuhowork/>

▽ 厚生労働省「重度障害者等就労支援特別事業の実施状況」▽

<https://www.mhlw.go.jp/content/001076197.pdf#page=113>

電柱、道路の溝…障害児と歩いてわかった避難の難しさ

※5月7日テレビユー福島の放送内容から抜粋

災害が起きた時、障害のある子どもをどう避難させるのか。2019年の台風19号で被災したあと、考え続けてきた福島県いわき市の多機能型重心児者デイサービス施設の取り組みです。

■実際に歩いてわかった 困難な道のり

去年12月のいわき市平。急こう配の坂道を、バギーと呼ばれる車いすと呼吸器をつけた台車を押して進む人たちがいました。

「車来ました！」

住宅街の狭い道ですが、幹線道路の抜け道になっていることもあり、交通量は少なくありません。車種によっては、対向車が徐行しながらすれ違う道を、20人ほどが進んでいきます。

これは、災害のとき、重い障害のある子どもをつれて、徒歩で避難所まで避難することを想定した訓練です。

「呼吸器が溝にはまって大変かもしれない」

道路に出てすぐ、わかったことがありました。呼吸器の台車は、病院の平らな床を転がすために設計されているため、道路では思うように進みません。わずかな溝にも、車輪がはまってしまいます。

呼吸器とともに進むバギーに乗っているのは、12歳の重度心身障害児。自分で体を動かすことができません。冬の寒い日だったこともあり、災害用のブランケットを羽織り、スタッフが体調を観察しながら、訓練が続きます。

訓練に参加したのは、医師や看護師、福祉関係の事業所のスタッフに加え、市役所の職員、医療機器メーカーの社員など20人以上。すべて、ケアに関わる人たちです。

バギーと呼吸器を押しながら、避難所となっている小学校までの道のりを歩きました。

到着してからも課題は次々に出てきます。避難所として指定されている体育館には50センチほどの段差がありました。この時のバギーの総重量は40キロ。大人3~4人で持ち上げなくてはなりません。

災害のときは、道路条件はもっと悪いだろう。車も使えなかったら…。そんな会話もあちこちで聞かれました。子どもを連れて、保護者が一人で避難するのはあまりにも現実からかけ離れている。参加した人はみな、そう感じました。



■台風 19 号で言えなかった「助けて」

訓練を中心となって企画したのは、この日当事者として参加した障害児の母。いわき市で重症児や医療的ケア児を預かるデイサービス施設を理事長として運営しています。理事長には忘れられない経験があります。

理事長：「一番大きな経験が、令和元年東日本台風で、施設も自宅もスタッフの自宅も被災したこと」

2019 年の台風 19 号で施設と自宅は水没し、スタッフや利用者も、大きな被害を受けました。あの日、子どもたちともに車で避難所までは行ったものの「迷惑がかかる」と、駐車場で車中泊をして過ごしました。必要な医療機器の電源は、乗っていた車からとりました。

理事長：「水害に遭って、命からがら逃げても避難所に行こうとしなかった自分がいて、翌朝（その状況を知った知人から）『なんで連絡をくれなかったの?』と言われたときに、逆だったら私もそう思うだろうなと。私は人に頼らないとダメだとか、頼ることも大事っていろんな人に偉そうに言っているんですけど、結局『助けて』って言えない自分がいました」

台風 19 号の後、JNN が施設などを利用する重症児の保護者にアンケート調査をおこなったところ、回答した人のうち 8 割近い人が避難をしていませんでした。理由として半数近い人が「避難所でほかの避難者に迷惑がかかるから」と答えています。

理事長：「なんで、命を育て、本当は幸せいっぱい子育てができるはずなのに。障害とか関係なく、子育てしているだけでなぜ肩身の狭い思いをしなければいけないのかとずっと思っていたところに水害があったので、より一層、本当に困っている人に相談したり、頼ったりできる場がないなと思った」

台風 19 号のとき言えなかった「助けて」を言えるようにするために…。

日ごろの備えや地域とのつながりの必要性を痛感した理事長たちは、多くの人に実際の姿を知ってもらうことにしました。訓練は、その一環だったのです。



■初めて見る「重症児との生活」届き始めた思い

理事長：「これが吸引機セット、これがいつも持っているバッグです」

災害に備え、自宅には医療器具や薬、連絡先などが入ったバッグを常備しています。こうした日常を初めて見る参加者も少なくありません。

参加者：「今回持ち出す物品は、避難所に滞在してどのくらいを想定していますか」

理事長：「一晩は全然乗り越えられます」

ともに避難所までの道のりを歩いた参加者に、理事長たちの思いは届いたようです。

参加したいわき市の職員：「そこの坂道を、これだけの時間をかけて移動するとい



うのは、なかなか難しいのかなというのが実感です」

今回の訓練を受けて、いわき市では災害時に支援が必要な人の避難の運用を見直しました。これまで是一般の避難所へ一度避難した後、必要に応じて福祉避難所に振り分ける運用でした。今後は、支援が必要な人を事前に把握したうえで、直接、福祉避難所に避難できるよう検討を進めています。

また、地域でも…。

民生委員：「こういう重症の方がいらっしゃるというのが、わからなかったんですね。今回参加してみて、やっぱり支援というのが必要なんだなと感じました」

訓練を終えて、理事長は次のように振り返りました。

理事長：「当施設だけで考えるというよりも、やっぱり行政やほかの事業所だったり、学校や地域だったり。一緒に考えるのが大事だと思う。私たちだけでやっても意味がないわけではないですけど、避難の場所を確認して、物品を確認して、連絡先の電話番号を確認するぐらいで止まってしまう。そうではなくて、あと一歩、先へ行くには、そこに住んでいる地域の方と結びついたり、行政の方と顔の見える関係になっているのがとても大事」

地域の問題としてとらえるきっかけとなった今回の取り組み。理事長はこう結びました。

理事長：「思い切って声を上げてよかったなと思いました」

*会長交代のお知らせ

○大阪府肢体不自由児者父母の会連合会

前：会長 松並 利行 氏 → 新：会長 橋本 佳子 氏（4月24日付）

5・6月行事予定

5月16日(火)	第42回肢体不自由児・者の美術展	日肢協 会議室
5月17日(水)	全肢連 令和4年度会計監査	全肢連 事務局
5月23日(火)	全社協 第1回協議員総会	全社協 会議室
	全国特別支援教育推進連盟第1回理事会	福祉財団 会議室
5月27日(土)	全肢連 令和5年度第1回理事会	IKE Biz 第2会議室
	全肢連 令和5年度通常総会	IKE Biz 第3・第2会議室
5月31日(水)	日本肢体不自由児協会第1回理事会	日肢協 会議室
6月10日(土)~11日(日)	第58回東海北陸ブロック大会	静岡 ホテルコンコルド浜松
6月17日(土)~18日(日)	地域指導者育成セミナー	北海道 かでる2.7
6月20日(火)	いずみ159号発行	